



ながら、独り暮らしをしている（乙第3号証、乙第15号証、乙第19号証、弁明書）。

- (2) 処分庁は、平成●●年●●月●●日付けで、審査請求人に対し、法第62条第3項の規定に基づく保護停止決定を行った（乙第7号証）。
- (3) 処分庁は、同年10月5日、精神科嘱託医に相談を行い、請求人は発達障害又は精神病の可能性があるが、正確な診断には病院への通院が必要との意見を得た（乙第20号証、弁明書）。
- (4) 処分庁は、●●月●●日付けで、審査請求人に対し、上記(2)による保護停止決定を解除し、保護を再開する保護変更決定を行った（乙第10号証）。
- (5) 処分庁は、平成30年2月8日付けで、審査請求人に対し、法第28条第1項の規定に基づく検診命令を行った（乙第11号証）。しかし、審査請求人は当該検診命令に従わなかった（乙第20号証、弁明書）。
- (6) 処分庁は、同年3月8日付けで、審査請求人に対し、法第62条第4項の規定に基づき弁明の機会を付与する旨の通知をした（乙第12号証）。
- (7) 処分庁は、●●月●●日付けで、審査請求人に対し、保護の停止の理由として「●●さんの法第28条5により停止します。」と記載した処分通知書（以下「本件処分通知書」という。）により、本件処分を行った（乙第13号証）。
- (8) 審査請求人は、同年5月21日、埼玉県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

生活保護を停止されると生活できないし、仕事を探すこともできないため、生活保護を再開してほしい。

### 2 処分庁の主張

- (1) 処分庁は、審査請求人の稼働能力の有無を確認する必要があるとして、法

第28条第1項の規定に基づき精神病又は発達障害の可能性につき精神科医による検診を受けるよう指示したものの、審査請求人が当該検診命令に従わなかったため、本件処分を行ったものである。当該検診命令は、稼働能力に疑問がある請求人に対して保護の適切な実施を維持するにあたり必要なものであり、これに従わないことは、法第1条による、自立を助長するという生活保護の目的を達成することができないことになる。したがって、本件処分は妥当性があり正当なものである。

- (2) 処分庁は、本件処分をするに当たり、法第28条第1項による検診命令に従わない意思表示をした審査請求人に対して口頭による説明と指導を行い、法第62条第4項の規定に基づく弁明の機会を付与した上で、弁明の機会の指定期日に出頭しなかった審査請求人に対し、本件処分をしたものであり、行政手続上の瑕疵はない。

### 第3 理由

#### 1 本件に係る法令の規定等

- (1) 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施等のため必要があると認めるときは、当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる（法第28条第1項）。

また、保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる（同条第5項）。

- (2) 法第28条第1項及び第5項等の規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とされている（地方自治法第2条第9項第1号、第10項、別表第一の「生活保護法」の項）。

- (3) 検診命令について、処理基準（厚生労働大臣がその所管する法に係る都道府県及び市町村の法定受託事務（上記(2)参照）の処理について、都道府県及

び市町村が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準。地方自治法第245条の9第1項及び第3項。以下同じ。)として、昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」があり、その第11の4(1)では、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずべき場合として、アからクまでの場合を掲げている(なお、この場合事前に嘱託医の意見を徴することとしている。)

ア 保護の要否又は程度の決定に当たって稼働能力の有無につき疑いがあるとき

イ〜ク (略)

また、同(6)では、検診命令に従わない場合の取扱いとして、検診命令に従わない場合において必要があると認められるときは、法第28条第5項に定めるところにより当該保護の変更、停止若しくは廃止を行うこととしている。

- (4) 要保護者が法第28条による検診命令に従わない場合の取扱いについて、処理基準として昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」があり、その第11の間2では次のとおり取り扱うこととされている。

問 要保護者が法第28条による検診命令に従わなかった場合の取扱いの基準を示されたい。

答 設問のような場合にはその必要があると認められるときは法第28条第5項により(略)保護の変更、停止若しくは廃止を決定すること。

なお、法第28条第5項により処分を行う場合は、次によること。

1 (略)

2 保護の変更申請に伴い必要な検診である場合には当該変更申請を却下すること。

3 要保護者が検診を受けなかったため、特定の費用について必要性の有無が判断できないときは、最低生活費の算定に際し、当該費用を計上しない

こと。

- 4 2又は3によりがたい場合は保護を停止することとし、当該被保護者が検診を受け、かつ、その結果保護を要することが明らかになったとき、又は検診を受けさせる必要がなくなったときには停止を解除すること。

(以下、略)

5 (略)

- (5) 保護の実施機関は、法第28条第5項の規定により保護の停止をするときは、書面によりこれを被保護者に通知しなければならないとされ(法第26条)、この規定による保護の停止については、行政手続法(平成5年法律第88号)第14条の規定が適用される(法第29条の2)。

2 本件処分に対する判断

- (1) 行政手続法が、行政庁が不利益処分をする場合、その名あて人に対し当該処分の理由を示さなければならないとし(第14条第1項)、処分を書面で行うときは、その理由を書面で示さなければならない(同条第3項)と定める趣旨が、行政の恣意の抑制、慎重な判断の確保、当事者の不服申立ての便宜などにあることに鑑みれば、保護の実施機関が被保護者は保護の停止要件を満たしているので停止決定すべきであると判断した場合における保護停止決定通知書の「停止の理由」欄の記載については、少なくとも生活保護法に規定する要件のうちいずれの要件を満たすと判断したのかを被保護者が保護停止決定通知書の記載自体から理解できる程度に具体的に示して行う必要があるというべきである。

しかしながら、本件処分通知書の記載は、上記第1の2(7)のとおり、「**■**さんの法第28条5により停止します。」というものであって、単に、本件処分の根拠規定を不正確に示すにとどまっている。そのため、この記載によっては、処分庁が審査請求人について保護の停止要件を満たすと判断した具体的理由はもちろん、そもそも保護の停止の対象となるためのいずれの要

件を満たしていると判断したのかさえも知ることができないというべきである。

したがって、本件処分通知書の記載は理由の提示として不十分というほかはなく、行政手続法第14条第1項ただし書の要件にも当たらない場合であるから、本件審査請求においては、審査請求人に対する手続保障の観点から、上記の手続上の違法を理由として本件処分を取り消すべきである。

(2) 上記(1)により、本件審査請求の裁決に当たっての判断としては足りることになるが、念のため、紛争の一次的解決に意義があると思われるため、以下、手続上の違法以外の本件処分の妥当性について補足的に判断する。

処分庁が、審査請求人の稼働能力の有無を確認する必要があるとして第28条第1項の規定に基づき精神科医による検診を受けるよう審査請求人に指示したが、審査請求人が当該検診命令に従わなかったため、本件処分を行ったことについては、審査請求人に対する保護の適切な実施のために必要があるとの処分庁の主張は是認することができ、法第28条第1項及び第5項並びに処理基準に違反する点は認められない。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

平成31年3月26日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清

